

単価契約仕様書

環境政策局適正処理施設部南部クリーンセンター
(担当 仙石、桑江：075-611-5362)

件名	(単価契約) 令和9年度南部クリーンセンター環境学習施設への学校等 見学に係る送迎業務委託																																																								
形状・寸法	仕様書のとおり																																																								
予定数量	250台(契約期間概算)																																																								
契約期間	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで																																																								
契約条件	1 委託内容 (1) 概要 京都市南部クリーンセンター環境学習施設(以下、「さすてな京都」と 言う。)へ見学に来る学校等の施設から、さすてな京都への送迎、及びさ すてな京都から解散場所までの送迎業務*。 バス配車場所の調整(各学校等や官公庁との協議及び書類の作成・提出) * 集合時刻、集合場所、解散時刻、解散場所は各回異なる。 (2) 送迎期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日* * 過去の実績から、秋季までに送迎業務が集中する傾向にある。 (参考) 令和7年度の運行実績(計217台) <table><tr><td>月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td></tr><tr><td>運行台数</td><td>14</td><td>15</td><td>28</td><td>40</td><td>11</td><td>59</td></tr><tr><td>月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月*</td><td>2月*</td><td>3月*</td></tr><tr><td>運行台数</td><td>7</td><td>7</td><td>33</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> * 令和8年1月14日に発生した火災事故の影響を受け、1月15日 から3月31日までの間、臨時休館 (参考) 令和6年度の運行実績(計238台) <table><tr><td>月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td></tr><tr><td>運行台数</td><td>3</td><td>37</td><td>37</td><td>54</td><td>6</td><td>48</td></tr><tr><td>月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td></tr><tr><td>運行台数</td><td>22</td><td>11</td><td>7</td><td>8</td><td>3</td><td>2</td></tr></table> (3) 送迎の対象となる学校等の施設* ア 京都市立小学校、京都市立小中学校及び京都市内の私立小学校 イ 京都市内の保育施設等 ウ 本市が指定するその他施設 * 実際に送迎を行う学校等の数は、170程度を見込んでいる。 (4) 1校(施設)当たりの送迎人数 15名から120名程度	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	運行台数	14	15	28	40	11	59	月	10月	11月	12月	1月*	2月*	3月*	運行台数	7	7	33	3	0	0	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	運行台数	3	37	37	54	6	48	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	運行台数	22	11	7	8	3	2
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																			
運行台数	14	15	28	40	11	59																																																			
月	10月	11月	12月	1月*	2月*	3月*																																																			
運行台数	7	7	33	3	0	0																																																			
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																			
運行台数	3	37	37	54	6	48																																																			
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																			
運行台数	22	11	7	8	3	2																																																			

(5) 経路及び時間

さすてな京都では、1日を「午前の部」及び「午後の部」として、各部で学校等の見学対応を行っており、最大午前2校、午後2校の見学を受け入れることになる。

また、1校当たりの児童数が少ない2校が、1台のバスで合同見学を実施する場合があります、合同見学は、走行経路等について受注者からの同意を得て実施する。

【送迎モデルプラン（例示）※】

行程	午前	午後
集合場所到着（学校指定場所）	8：30	12：00
送迎（往路）	8：50	12：30
さすてな京都到着	9：50	13：30
見学（見学中は送迎車は待機）	—	—
送迎（復路）	11：30	15：00
解散場所到着	12：30	16：00

※ 時刻は予定であり、学校との調整により個別決定する。なお、半日コースの時間内で他施設に寄ることが可能な場合は、学校の希望によりコースの追加を行う。

※ さすてな京都滞在中に昼食をとる場合がある（午前の部は見学後、午後の部は見学前）。その場合は、行程が1時間程度長くなる。

(6) 配車連絡等

配車に必要な情報（学校等名、人数、集合場所、解散場所）は、見学を希望する施設からさすてな京都に予約が入り次第、その都度、さすてな京都予約担当者から受注者へ連絡する。

なお、天候不良等により見学が中止になる場合は、原則として、前日の16時までに連絡することとし、その場合に生じた配車解除等の費用については受注者の負担とする。

2 予定数量

大型バス 250台※

※ 送迎人数によっては、大型バスでなくてもよいこととする。

3 受注者の負担項目等

(1) 受注者の負担項目

ア 送迎に必要な車両及び運転手の費用（燃料代を含む。）

イ 官公庁への届出経費

ウ 事故、負傷等の損害（第三者に及ぼした損害を含む。）

(2) さすてな京都の乗降及び待機場所

別紙1のとおり

(3) 感染症拡大防止対策

運転席とその後部座席の間の飛沫防止シート（仕切り板）の設置、車内清掃や消毒、窓開け換気、外気導入モードによる車内換気、配席の工夫などの対策を必要に応じて行うこと。

4 事前提出書類

受注者は運行中の事故及び故障時の連絡体制及び振替運行体制が分かる書類を本市に提出し、承認を受けたうえで業務にあたること。

なお、再委託を行う場合は、運行を開始する前に、様式1により本市に申請を行い、承認を受けること。

5 履行報告

履行報告書を毎月提出すること（毎月1日以降に前月分の報告書を15日以内）。

報告書の内容は、運行業務の実施日、運行回数、送迎バスの利用者数、利用者からの苦情対応履歴等とし、具体的な内容については別途協議とする。

6 委託料の支払い

委託料の支払いは、毎月1日以降に前月分の履行報告と請求に基づき支払うものとする。

7 受託に際して必要な許可

一般貸切旅客自動車運送事業の許可を有する者であること。

8 送迎バスの置き去り防止対策

送迎を行う学校等の引率者に任せることなく、運転手において、降車の都度、降車人数を確実に把握するとともに、バス車内の目視確認を徹底のうえさすてな京都担当者へ報告し、バスの置き去り防止に万全を期すること。

9 その他

(1) 受注者は、本業務の履行にあたっては、道路交通法、道路運送法、京都市契約事務規則、京都市会計規則及び関係法規を遵守するとともに、本仕様書に基づき誠実に行うこと。

なお、本仕様書に定めのない細部事項又は疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。

(2) 受注者が、その履行に関し本仕様書に従わないときは、業務の全部又は一部の中止を命ずることがある。

なお、この場合に受注者に損害を生ずることがあっても、本市は一切その責任を負わない。

(3) 業務中に発生した事故、負傷等の損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に関して、本市は一切の責任を負わず、受注者の責任において賠償しなければならない。

ただし、本市の責に帰す理由による場合は、この限りではない。

(4) 安全な運行を確保するために、車両整備の徹底、運転士の健全な健康状態の確保に努めること。

(5) 利用者から苦情があった場合は、受注者は誠意を持って対応するとともに、運転士に対して必要な教育を行わなければならない。

(6) 障がいを抱える利用者が乗降する場合は、必要に応じて補助を行うこと。

	(7) 有料道路は原則使用しないこととする。 (8) 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減することがある。大幅な増減があっても本市は何ら保証しない。
--	--



環境学習施設の乗降及び待機場所

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

(あて先 京都市長)

住所

商号 (法人の場合は名称)

氏名 (代表者の職・氏名)

契約の履行に当たり、下記のとおり再委託を行うこととしたいので承諾願います。

記

1 契約件名

2 再委託の内容

3 再委託の相手方

(1) 商号又は名称

(2) 氏名又は代表者の職・氏名

(3) 所在地

(4) 電話番号

(5) 再委託予定金額